

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

●ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、**寄附先が5団体以内**であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる制度です。

特例制度をご希望の場合は、申告特例申請書の太枠内に記入、**押印のうえ**、必要な書類を添えて釜石市役所商業観光課まで**1月10日必着**で郵送ください。




お送りいただいた申請書をもとに、釜石市からお住まいの市区町村へ税控除に係る情報を提供いたします。

※ワンストップ特例制度を利用する場合、税金の控除はすべて住民税の控除で行われるため、所得税の還付はありません。

※申請した内容（電話番号を除く）に変更があった場合は、寄附をした年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出していただく必要があります。変更届出書は釜石市のホームページからダウンロードできるほか、ご要望があれば釜石市から郵送いたします。

●添付書類について

下記①～③の**いずれか**のパターンで、確認書類の写しを申請書と一緒に郵送ください。

① マイナンバーカード（両面）の写し	
<p>表：住所氏名の確認</p> 	<p>裏：マイナンバーの確認</p> 
② 通知カード表面の写し（ただし裏面に転居先等の記載がある場合は両面） + 身分証の写し	
<p>表：住所氏名の確認とマイナンバーの確認</p> 	<p>(身分証の写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●身体障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 ●住民基本台帳カード <p>などのうちいずれか1つ ※顔写真、氏名、生年月日または住所が確認できるようコピーしてください。</p>
③ 住民票（マイナンバーが記載されたものに限ります） + 身分証の写し	

本人確認書類の添付や押印がされていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

●書類の郵送先

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
釜石市役所商業観光課 ふるさと納税担当 宛

●お問合せ先

Tel : 0193-27-8421 釜石市役所商業観光課 平日 8時30分～17時15分
Mail : furusato@city.kamaishi.iwate.jp

ワンストップ特例申請書の提出期限は、寄附された翌年の1月10日（必着）です。期日に間に合わなかった場合は別途確定申告する必要がありますので、期限に余裕をもって申請ください。